

水戸市創業機運醸成・フォローアップ事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

これまで本市においては、コワーキングスペースを中心とした共有オフィススペースを拠点として、起業・創業を目指す若い事業者等を支援し、産業の活性化、地域経済の活性化に取り組んできたところであるが、周辺に民間のコワーキングスペースが整備されてきたことやそれに伴う利用者数の減少等もあり、所期の目的が達成されたとして、当該施設を廃止したところである。

しかしながら、若い世代が挑戦・活躍していけるよう創業支援事業の充実を図っていくことは大変重要であり、創業支援等事業者や民間事業者と連携しながら、創業支援の新たなソフト事業に取り組む必要がある。こうしたことから、本市における創業者等（創業潜在層・創業関心層の者、創業者・創業後の成長を目指す者を含む。）を対象に、創業に対する興味関心を高める取組を行い、新たな価値を創出する層の拡大を図るとともに、事業の継続や成長力を高める取組等を実施し、創業者等の着実な成長を支援するほか、情報収集・情報交換に資する取組を実施するなど、切れ目のない創業支援を行うものである。

本事業の実施に当たっては、事業の企画運営に関する民間事業者の専門的なノウハウを生かすことが効果的であることから、様々な視点から企画提案を受け、最も適した事業内容との候補者を選定することを目的に公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

(1) 名称

水戸市創業機運醸成・フォローアップ事業業務委託

(2) 業務内容

水戸市創業機運醸成・フォローアップ事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託場所

茨城県水戸市中央1丁目外地内

(5) 委託料上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルには、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす事業者が参加できる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年4月17日（金）※水戸市ホームページ掲載
質疑書の受付期限	令和8年5月1日（金）
質疑書に対する回答期限	令和8年5月15日（金）
参加申込書等提出期限	令和8年5月22日（金）※必着
参加資格確認通知	令和8年5月29日（金）※電子メールで通知
企画提案書等提出期限	令和8年6月10日（水）※必着
一次審査（書面審査）	令和8年6月15日（月） ～令和8年6月19日（金）
一次審査結果通知	令和8年6月23日（火）
審査の実施（プレゼンテーション）	令和8年7月1日（水）
選考結果通知・公表	令和8年7月7日（火）※電子メールで通知
契約締結・業務開始	令和8年7月30日（木）以降

5 質疑及び回答

本業務及びプロポーザルについて質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。なお、質疑書以外での問い合わせは受け付けない。

(1) 提出場所及び方法

水戸市産業経済部商工課（「15 申込及び問い合わせ先」のとおり。）に事前に電話連絡の上、【様式4】質疑書を電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名は「【会社名】水戸市創業機運醸成・フォローアップ事業質疑」とすること。

(2) 提出期限

令和8年5月1日（金）17時まで

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月15日（金）までに、随時水戸市のホームページに掲載する。なお、回答した内容は、本実施要領の追加又は修正とみなすものとし、回答に対する異議申立ては一切受け付けない。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出すること。

- ア 【様式1】参加申込書
- イ 【様式2】参加資格に関する申立書
- ウ 【様式3】会社概要書
- エ 決算書
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 法人登記の履行事項全部証明書

(2) 提出場所及び方法

水戸市産業経済部商工課に事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年5月22日（金）17時まで ※郵送の場合は、同日必着

7 参加資格確認通知書

令和8年5月29日（金）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

参加申込書等を提出し、参加資格確認通知にて本プロポーザルへの参加を認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 企画提案書（任意様式）※1事業者1案とする | 7部 |
| イ 企画提案書の電子データ（CD-R又はDVD-R） | 1部 |
| ウ 【様式5】費用見積書 | 1部 |
| エ 【様式5別紙】費用見積明細書 | 1部 |

(2) 提出場所及び方法

水戸市産業経済部商工課に事前に電話連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月10日（水）17時まで ※郵送の場合は、同日必着

9 企画提案書について

(1) 構成

1	会社概要、実績	会社概要と類似事業の実績を提示すること。
2	取組方針、提案コンセプト	本業務に対する基本的な考え方や取組方針、提案コンセプトを提示すること。
3	事業内容（※）	本業務として実施する事業内容を提示すること。
4	スケジュール	事業の詳細スケジュールについて提示すること。
5	実施体制	本業務を円滑に進めるための実施体制について提示すること。
6	その他	本業務の提案者としてアピールできる組織力や強みを表す資料があれば提示すること。

※「事業内容」について、**必ず、仕様書及び以下の事項を踏まえて提示すること。**

- ア 実施方法やテーマ、周知方法等について、具体案を示すこと。
- イ 創業者等のコミュニティの形成や継続的な交流に向けた取組について、具体案を示すこと。
- ウ 本業務の目的を達成するための独自提案があれば、具体案を示すこと。

(2) 規格等

- ア 様式は、A3判又はA4判横、上とじ、文書は横書きとする。また、A4判を主体とした際のA3判の挿入も可とする。カラー、白黒は問わない。
- イ ページ数は、50ページ以内とし、表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- ウ 提案内容（付属資料記載のものを除く）は、全て見積金額の範囲内で実施可能なものとし、根拠も含め、できる限り具体的であること。なお、提案者の責めに帰すべき理由により業務委託契約後に提案内容が実施できなくなった場合は、代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし、そのための追加費用は提案者が負担すること。

10 見積書について

(1) 見積書の作成

【様式5】費用見積書に本業務の実施に必要な費用の総額を記載し、その内訳を【様式5別紙】費用見積明細書に記載すること。

(2) 留意事項

- ア この業務の委託料上限額である4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。なお、この金額を超えた提案は無効とする。
- イ 通貨単位は、円とすること。
- ウ 代表者印を押印すること。

11 選定方法

(1) 評価主体

選定に当たっては、水戸市創業機運醸成・フォローアップ事業業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、別表に掲げる評価項目及び配点表に従って審査を行う。

(2) 審査方法

ア 提出された企画提案書等に基づき、委員会による一次審査（書面審査）を実施し、合計点上位3位までの者を一次審査通過者とする。なお、合計点上位3位までの中で同点となる者があった場合は、その全てを一次審査通過者とする。

また、参加申込数が3者以下である場合は、一次審査は実施せず、その全てを一次審査通過者とする。

イ 一次審査の結果は、参加者全員に対し、令和8年6月23日（火）に参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

ウ 一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施し、委員会による二次審査を行う。評価項目及び配点表に沿った審査を行い、最高評価を得た事業者を契約の最優先候補者、次点の事業者を次点候補者とする。

エ 最高評価を得た事業者が2者以上ある場合は、選定委員の協議により契約の最優先候補者を選定するものとする。

オ 参加申込書提出が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、各選定委員の見積額の評価を除く評価点数の合計が満点の5割以上となった場合、契約の最優先候補者として選定する。

(3) プレゼンテーションの日程等

ア 期 日 令和8年7月1日（水） ※詳細は別途連絡

イ 場 所 水戸市役所 ※詳細は別途連絡

ただし、参加申込者が希望し、委託者が了承した場合、オンラインでの実施も可とする。

ウ 参加者 3名以内（業務責任者となる予定の者は、必ず参加すること。）

エ 実施時間 30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

オ 実施順 企画提案書を提出した順

カ 内 容 あらかじめ提出した企画提案書の内容について説明すること。企画提案書の内容と相違しないよう留意すること（企画提案書の内容を補完する動画等の再生は可とする。）。

キ そ の 他 (ア) 発注者が指定する会議室に備え付けてある機材以外で、説明に必要な機材、備品等は全て提案者が準備する。 ※詳細は別途連絡

(イ) プレゼンテーション時の発言は、断りがない限り、企画提案内容となる。

12 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和8年7月7日（火）までに、プレゼンテーション参加者全員に選定結果を文書で通知するほか、最優先候補者の名称を水戸市ホームページに掲載する。

13 契約

(1) 契約の締結

最優先候補者の決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和8年7月30日（木）以降に本業務にかかる契約を締結する。

ただし、当委託業務の性質上、企画提案内容の実施に向けて細部における検討・調整が必要となる可能性があることから、発注者と最優先候補者の協議後、協議内容を含めた費用見積書の提出、確認を行った上で、契約金額を決定することとする。

なお、本委託業務の全てを再委託することは認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く。）。必要により一部を再委託する場合は、本市と協議の上、書面によりその承認を得てから行うものとする。

(2) 次点候補者との協議

最優先候補者が業務委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点候補者と当該委託契約について協議を行う。

(3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、水戸市財務規則に定めるところによる。

(4) 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(6) 支払方法

原則、業務終了後の一括払いとする（詳細は別途契約書で定める。）。

14 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、契約締結後にあっては、当該契約の解除ができるものとする。

ア 不正に他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談や開示を行う等、公正かつ自由な競争を妨げたとき。

イ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

ウ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

(2) 提出書類の取扱

ア 提出書類は、本プロポーザル手続における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、上記アの目的で必要な範囲において複製を行うことがある。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

オ 提出書類に含まれる著作権、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利について争いが起きた場合は、提案者が責任を負うものとする。

(3) その他

ア プロポーザルに係る企画提案は、1事業者1案とする。

- イ 提出期限後における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注者から指示があった場合を除く。
- ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- オ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜発注者が判断するものとする。

15 申込及び問い合わせ先

水戸市産業経済部商工課

担当：吉田、埜

住所：茨城県水戸市中央1-4-1

電話：029-232-9185 FAX：029-232-9232

Mail：commerce@city.mito.lg.jp

窓口対応時間：平日8時30分～17時15分